

制定 平成 18 年 7 月 1 日
改正 平成 19 年 7 月 14 日
改正 平成 21 年 3 月 7 日
改正 平成 23 年 3 月 5 日

パートナーズホームページに関する運営委員会としてのガイドライン

(はじめに)

パートナーズ公式ホームページ(以下、「ホームページ又はHP」といいます。)が開設されたことに伴い、パートナーズ運営委員会としてホームページによる情報発信を通じて、パートナーズ活動をより充実するため、運営委員会としてのホームページの活用に関するガイドラインをここに定めます。

なお、このガイドラインが、ホームページの作成及び運営を行っているボランティアファミリーである「ホームページファミリー」(以下、「HPF」といいます。)の自主的な活動を阻害することのないように、運営委員会はHPFとの情報交換を十分に図りながら、その運用に努めます。

ホームページ・ガイドライン

1 ホームページに掲載する情報の基準

ホームページに掲載する情報は、以下のとおりとします。但し、営利・政治・宗教に関する情報、公序良俗その他法令に反する情報等は除きます。

- (1) パートナーズ運営本部、専門部、ボランティアバンクに関する情報
- (2) パートナーズ運営委員会で審議された事項等に関する情報
- (3) パートナーズ運営委員会便り
- (4) 学校長からの掲載要請のあった情報
- (5) 生徒の活動に関する情報で学校長からの掲載要請のあった情報
- (6) ホームページファミリーの自主的活動に関する情報
- (7) その他パートナーズ活動の趣旨に適する情報

2 ホームページに掲載する手順

ホームページに掲載する場合の原則的な基準は、HPF 作成のホームページ更新修正細則(以下細則という)にて定めます。細則は、ホームページに掲載し、会員がいつでも閲覧できるようにするものとします。

3 掲載内容の変更、削除請求権

学校長または会長は、掲載内容が不適切と判断した場合には、HPF に削除、変更を求めることができるものとします。更新時には、会長に更新した旨を通知します。

4 ホームページ・ガイドラインの見直し

ホームページ・ガイドラインは、ホームページ及びパートナーズ活動の趣旨に適合するよう、会長、学校長、HPFの相互の協議により見直しを検討し、運営委員会の了解のもと、改正等を見直しを行います。

附則 このホームページ・ガイドラインは、平成 18 年 7 月 1 日から施行します。

附則 このホームページ・ガイドラインは、平成 19 年 7 月 14 日から施行します。

附則 このホームページ・ガイドラインは、平成 21 年 3 月 7 日から施行します。

附則 このホームページ・ガイドラインは、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。